令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件

原 告 大宇宙ジャパン株式会社

被 告 孫 樹斌

令和04年01月04日

東京地方裁判所民事第33部 御中

抗告人 孫 樹斌 印

〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609

抗 告 人 孫 樹斌

〒141-0031 東京都品川区西五反田2丁目28番5号

相 手 方 大宇宙ジャパン株式会社

上記当事者間の東京地方裁判所令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行 仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和3年12月24日にした決定は不服 であるから即時抗告の申立てを提起する。

第1 原決定の表示

- 1 被告は、原告に対し、閻璟**菂**の違法証拠及びパソコン、社員証などを返却する。
- 2 申立費用は被告の負担とする。

第2 即時抗告の趣旨

1 原決定をすべて取り消す。

- 2 本件の解雇は無効である、復職すること。
- 3 未払賃金

原告は 被告に対し、令和3年9月から毎月末日限りそれぞれ金416, 667円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払い済みまで年3%の 割合による金員を支払え。

4 慰謝料

- (1) 悪意解雇、及び関連の名誉毀損、信用毀損、悪意訴訟などの慰謝料:一千万円(¥1,000万円)。
- (2) 個人情報不正流出、教唆、共同犯罪及び関連の虚偽告訴、警察暴行(2回)、二日留置、七日勾留などの慰謝料:一千万円(¥1,000万円)。
- 5 申立費用、第一審及び抗告審を通じて、大宇宙ジャパン株式会社の負担とする。

との裁判を求める。

第3 即時抗告の理由

- 1 社員地位
 - (1) 原決定の第2の1の(1) のイ、ウ、第3の1の(1) は民法第五百四 十条(解除権の行使) に違反する。

2021年12月31日まで 契約解除について 社長さんは一回連絡しない、会社の人事は 社長さんの契約解除承認記録を提示しない。

本件の契約解除は 社長さんだけの契約解除権の行使(民法第五百四十条)、社内の解雇承認、印鑑使用承認、公益通報者保護、解雇の客観的に合理的な理由(労働契約法第十六条)を違反する。

社長さんの契約解除権の行使について 品川労働基準監督署監督官の2回確認、大崎警察署刑事警察官の1回確認を依頼し、結果は すべて 「社長承認の記録がない」を答えた。2021年12月6日の裁判調査の時 品川労働

基準監督署監督官の電話録音も放送した。

【乙答弁書の第4の3「解雇の違法性」】

【乙答弁書の第5の3「民法第五百二十二条、第五百四十条」】

(2) 原決定の第3の1の(2) は労働契約法第十六条に違反する。

【乙答弁書の第4の3「解雇の違法性」、第5の3「労働契約法第十六条」】

- 2 会社資産
 - (1) 原決定は、第2の1の(2)、第3の1の(3) は合理性がない。

日本国の法律によって 被告は 社員地位がある、退職手続きは実施しない、さらに 今 刑事警察は 案件を調査している、刑事事件の電子データ証拠として返却できない。

IT エンジニアは 個人の技能と社会信用で 働いている。いつでも個人の名誉と社会信用を守る。

【乙答弁書の第4の2「退職手続き」】

3 名誉毀損、信用毀損

原告の申立書、【甲6 解雇理由証明書】、【甲7 解雇までの経緯と解雇後の行動】、【甲15 陳述書】の内容証明について 2021年11月17日の第1回裁判調査の時 裁判官は もう 原告弁護士に 証拠、証人を提供することを 要求したが 今まで 何も提出しない。

原告の行為は 民事訴訟法第二条(裁判所及び当事者の責務)、労働契約法 第十六条、刑法第二百三十条(名誉毀損)、第二百三十三条(信用毀損及び業 務妨害)を違反することは事実になった。

【乙答弁書の第5の6】

【乙8】

4 個人情報不正流出、教唆、共同犯罪

抗告人は 三菱 UFJ 銀行クレジットカード返済の失敗通知を受けた。調査

したら 「2021年10月28日、江東区区役所納税課に抗告人の三菱 UFJ銀行口座を差押えされた。」のことを分かった。

抗告人は 複数銀行口座がある、2021年10月の時、この中で20万円 以上預金の口座もある。けれども わざわざ 大宇宙ジャパン株式会社給料支 払専用の三菱 UFJ 銀行口座(金44717円)を差押した。

2021年12月16日 江東区区役所納税課へ行って 相談した。担当秋山 貞仁は 「事前調査なし、事前催告連絡なし、差押える」を口頭で承認した。この行為は国税徴収法第七十六条、国税庁第47条関係 差押えの要件を違反した。(面談録音あり)

事前調査なし、けれども 抗告人の三菱 UFJ 銀行口座を入手した。抗告人の在留カードと三菱 UFJ 銀行口座情報が 大宇宙ジャパン株式会社から 区役所納税課に流出することは 分かりました。情報提出する時 さらに 国税徴収法第七十六条を違反する差し押さえを教唆し、2021年11月の訴訟にサポートする。

原告の行為は 個人情報保護法、刑法第六十一条(教唆)、第六十条(共同 正犯)を違反することは事実になった。

【乙6の2】

5 裁判決定の中立、公平、公正

原決定は 民事訴訟法第二条 (裁判所及び当事者の責務)を違反する。正当な権力・利益を守るために 本件の資料は 全て 中華人民共和国駐日本大使館に転送する。

【乙6の8、9】

附属書類

1 抗告狀副本 1通